

公 示 日：2023年3月29日（水）

調達管理番号：22a01026

国 名：モンゴル

担 当 部 署：社会基盤部都市・地域開発グループ第2チーム

調 達 件 名：モンゴル国トゥヴ県フシグ谷の新都市の開発に係る投資促進及び経済自由地域関連法制度整備支援プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （1） 担当業務：評価分析
- （2） 格 付：3号～4号
- （3） 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- （1） 全体期間：2023年5月中旬から2023年7月中旬
- （2） 業務人月：現地 0.70、国内 0.50、合計 1.20
- （3） 業務日数：準備期間 5日、現地業務期間 21日、整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1） 簡易プロポーザル提出部数：1部
- （2） 見 積 書 提 出 部 数：1部
- （3） 提 出 期 限：2023年4月12日（水）（12時まで）
- （4） 提 出 方 法：電子データのみ
◇ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

- ◇ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年4月21日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	モンゴル及び全途上国
語学の種類	英語

※語学の証明書に関しまして、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご注意ください。
なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっていますので、提出（添付）いただく必要はありません。

(詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強

所属元企業含む)は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

モンゴルは豊かな地下資源を持つ広大な国土を有し、ロシアと中国と多くの国境を接する地域の安定に重要な位置づけにある内陸国である。人口や経済活動の首都への一極集中が顕著であり、都市環境や渋滞の悪化等が継続的な課題となっている。国際的な資源価格の変動の影響を大きく受ける鉱業中心の経済構造の多角化を図り、首都ウランバートルの一極集中を是正しつつ地域開発を促進することが重要な課題となっている。

モンゴル政府は、2050年までの長期開発政策「長期開発ビジョン2050」(2020年)に9つの目標を掲げ、COVID-19からの社会経済の再生にむけた「新再生政策」(2021年)においても6つの課題に焦点を当てており、一貫して一極集中の是正、地域開発の重要性、産業開発の必要性を国の重要課題とされている。これらの上位政策を具現化すべく、ウランバートルの衛星都市として新都市開発が構想され、2022年4月に国家大会議(国会)により「フシグ谷(新ゾーンモード)開発マスタープラン」が承認された。

フシグ谷は、ウランバートルの中心から約30km南にあり円借款「新ウランバートル国際空港建設事業Ⅰ及びⅡ」を受け建設され、2021年に開港した新ウランバートル国際空港を含む地域であり、およそ3万ヘクタールを対象に計画されている。また、モンゴル政府は2022年に同地域内で1千ヘクタールの経済特区開発に関する法律を国家大会議(国会)で承認している。

フシグ谷開発マスタープランでは同地域への大学や行政関連施設の移転、物流拠点、商業・産業関連施設、自由経済地域(経済特区)、居住地区の整備などが計画されている。

本事業は、同マスタープランの実施に向け必要な実施体制の確立、法整備、投資環境の改善、関係機関の能力強化を行うことで投資を誘致しつつ地域開発を促進することで、同地域及び経済特区の開発の推進を図るものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性)に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業

評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2023年5月中旬～2023年5月下旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他ドナー (ADB、韓国等) のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② モンゴル側関係機関や他ドナー等に対する質問票 (案) (英文) を作成する。作成した質問項目 (案) は、現地派遣前にJICAに提出すること。
- ③ プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2023年5月下旬～2023年6月中旬)

- ① JICAモンゴル事務所等との打合せに参加する。
- ② モンゴル側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他ドナー () の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案 (プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録 (R/D : Record of Discussions) を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D (案) (英文) 及び協議議事録 (M/M : Minutes of Meetings) (案) (英文) の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓

レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAモンゴル事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2023年6月中旬～2023年7月中旬)

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート(案)に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目(妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2023年7月14日(金)までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月-12月追記版)」(以下同じ)の「IX. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄ウランバートル（直行便）を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2023年5月24日～6月13日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者より数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前もしくは同時に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が他のコンサルタント団員とのみ現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 都市計画／法制度（JICAが別途契約するコンサルタント）

エ) 産業政策／経済特区（JICAが別途契約するコンサルタント）

オ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA モンゴル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上：日本語⇄モンゴル語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループから配付しますので、imgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
- ・コンタクトミッション出張報告書
 - ・新ゾーンモード市開発マスタープラン（仮和訳）
- ② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されてい

ます。

- ・モンゴル国新ウランバートル国際空港周辺都市開発に係る情報収集・確認調査（2022年2月）
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000046881.html>)
- ・モンゴル国 国家総合開発計画策定プロジェクトファイナルレポート和文要約（2021年12月）
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12341772.pdf>)

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モンゴル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10

月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上